理事候補選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(以下、「本会」という)の定款第19条第1項に基づき、代議員のうちから選任する理事について、その候補者(以下、「理事候補」という)を予め選出するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において理事候補とは、次に掲げるものを言う。
- (1) 別表選挙区中の全国から選出される理事候補(以下「本部理事候補」という)
- (2) 別表選挙区中の支部から選出される理事候補(以下「支部理事候補」という)。なお、既に必要な選挙等が当該支部において実施されている場合は、その理事候補について本選挙を実施せず、予め選出された理事候補とみなす。

(選挙区及び定数)

第3条 理事候補選挙の選挙区及び定数は別表に掲げる通りとする。

(選挙管理)

- 第4条 本会は、理事候補の選挙を適正に管理するため、理事候補選挙管理委員会(以下「委員会」という)を設置する。
 - 2 委員会の委員は、正会員から選出し、理事会の承認を得て会長が任命する。
 - 3 代議員選挙の当選者は委員となることができない。
 - 4 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
 - 5 委員会は、総会において理事が選任された時をもって解散する。

(選挙人及び被選挙人)

第5条 理事候補選挙の選挙人及び被選挙人は、この選挙が行われる年度の代議員とする。

(選挙の実施)

第6条 委員会は選挙の実施にあたり必要な事項を告知する。

(候補者の届出)

- 第7条 委員会は、前条の告知を受けて代議員の中から理事候補への立候補者を募集する。
- 2 理事候補に立候補する者は、次に掲げる書類を、所定の期日までに郵送または電磁的方法により、委員会に 提出しなければならない。
 - (1) 立候補届
 - (2)経歴(勤務先・役職)
 - (3)活動略歷
 - (4) 理事としての所信(200字以内)
 - (5) その他委員会が必要と認める書類等

(投票方法)

- 第8条 本部理事候補選挙の投票は、5名連記無記名投票とする。
 - 2 第1項の投票において、規定数に満たない投票も有効とする。
 - 3 同一候補者名を連記したものは、当該候補者について一票の投票があったものとする。
 - 4 投票は郵送または電磁的方法により、定められた期間内に行うこととする。

(投票の無効)

- 第9条 次の投票についてはこれを無効とする。
 - (1) 所定の投票用紙を使用していないもの

- (2) 立候補者名の判定ができないもの
- (3) 規定の人数を超える立候補者名を連記したもの
- (4) 立候補者以外の氏名を記入したもの
- (5) 投票期間経過後に到着したもの

(開票)

- 第10条 理事候補選挙の開票は、委員会が定めた日に、監事立会いのもとで、委員会委員が行う。
 - 2 開票作業中に発生した疑義は、監事が処理する。

(当選者)

- 第11条 理事候補選挙の当選者は、得票数の多い者から順に定数に達するまでの者とする。
 - 2 定数に達する順位の者が複数のときは、委員長が抽選により決定する。
 - 3 立候補者数が定数を超えていないときは、立候補者全員を無投票当選とする。

(当選者の公表)

第12条 委員会の委員長は、選挙の結果を会長へ報告するとともに代議員へ必要な事項を公表する。 この必要な事項とは、当選者及び次点者の氏名及び得票数をいう。

(再選挙)

第13条 立候補者数が定員に満たない等の理由で再選挙を実施するか否かは理事会で決定する。

(欠員の補充)

第14条 理事候補に欠員が生じたときは、選挙の次点者をもって補充する。

(規程の改定)

第15条 この規程の改定は、理事会の議決による。

(規程に定めのない事項)

第16条 この規程に定めるもののほか、理事候補の選挙に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

- 第1条 この規程は平成24年3月13日より施行する。
- 第2条 この規程の改正部分は平成27年3月7日から施行し、平成26年11月30日から適用する。
- 第3条 この規程の改正部分は2019年5月11日より施行する。
- 第4条 この規程の改正部分は2020年2月29日より施行する。
- 第5条 この規程は、2020年6月13日から施行する。
- 第6条 この規程は、2022年3月5日から施行する。

〔別表〕

理事候補	選挙区	定数
本部	全国	5
支部	北海道	1
	東北	1
	東日本	3
	中部	2
	西日本	3
	中国	1
	九州	1